

地域人材育成コースに関する取扱要項

(平成26年12月25日学長決裁)

[令和6年1月9日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、学則（平成16年島大学則第2号）第21条の規定に基づき、島根大学（以下「本学」という。）に地域人材育成コースを開設すること及びその修了認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域人材育成コースの開設)

第2条 本学の全ての学部が実施する地域志向型入試による入学者が所属学部と併せて属するコースとして「地域人材育成コース」を開設する。

(地域人材育成コースの目的)

第3条 地域人材育成コースは、所属する学部の専門教育を受けるとともに、地域関連科目を系統的に学ぶことで地域の現状と課題を知り、学部で学んだ専門的な知識を地域課題に対して応用するための高度な知識と技能を修得することをその目的とする。

(地域関連科目)

第4条 地域人材育成コースの教育プログラムは、次の各号に掲げる地域関連科目で構成する。

- 一 ベースストーン科目（以下「BS科目」という。）
- 二 キャップストーン科目（以下「CS科目」という。）
- 三 地域貢献インターンシップ

(地域関連科目の定義)

第5条 前条に定める地域関連科目の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- 一 BS科目 全学基礎教育科目又は各学部の専門教育科目のうち、地域の基礎的な現状と課題について学習することのできる科目であり、かつ、地域社会との関わりを通じて、大学で専門教育科目を学ぶことへの意欲を喚起できる科目とする。
- 二 CS科目 各学部の専門教育科目のうち、身に付けた知識と経験を課題解決能力の修得につなげる科目とする。ただし、各学部の専門教育科目以外の科目であっても次に掲げる科目のいずれかに該当する場合は、CS科目とすることができる。
 - イ 大学で学んだ知識を実際の地域で活用するための見識と技能を学習できる科目
 - ロ 島根大学地域未来協創本部（以下「本部」という。）による課題解決型教育(PBL)の授業科目
- 三 地域貢献インターンシップ 各学部の専門教育の目的に応じ、CS科目で得た見識と技能を実社会で活かすためのインターンシップとする。
- 四 第1号及び第2号の規定にかかわらず、教育学部の1000時間体験学修プログラムの必修の体験活動のうち、地域の教育課題解決に直接関係するものはBS科目又はCS科目とみなすことができる。

(地域人材育成コースの教育プログラム)

第6条 地域人材育成コースの教育プログラムは、原則として次のとおりとする。

- 一 BS科目(2～4単位)、CS科目(2～4単位)及び地域貢献インターンシップにより構成する。
- 二 履修はBS科目からCS科目、さらに地域貢献インターンシップへの段階的履修を原則とし、合わせて6単位以上を履修する。
- 三 異なる専門性、志向性を持つ学生による協働学習の場として、本部が開催するセミナー等に参加する。

(履修方法等)

第7条 前条の教育プログラムの授業科目の単位数、履修方法及び修了要件等については、各学部において定めるものとする。

(修了認定の要件)

第8条 地域人材育成コースの修了認定を受けることができる学生は、当該学生が所属する学部の学科又は課程等の卒業要件を満たし、かつ、当該学生が所属する学部における地域人材育成コースの修了要件を満たさなければならない。

(修了の認定)

第9条 前条に定める修了認定の要件を満たした者については、修了の認定を行うものとする。

- 2 修了の認定は、各学部の教授会の議に基づき、当該学生が所属する学部の長が行うものとする。
- 3 学部の長は、修了の認定を行ったときは、学長に報告するものとする。

(修了認定証書の授与)

第10条 学長は、地域人材育成コースの修了認定を受けた者に地域人材育成コース修了認定証書(別紙様式1)を授与する。

(修了認定証書取得見込証明書の交付)

第11条 学長は、別に定める「島根大学地域人材育成コース生サポーター企業制度」に関する要項(令和5年10月6日学長決裁)の規定に基づく申請により、地域人材育成コース修了認定証書の取得見込みがある者に対し、地域人材育成コース修了認定証書取得見込証明書(別紙様式2)を交付する。

(事務)

第12条 地域人材育成コースに関する事務は、関係各課の協力を得て教育・学生支援部教育企画課において処理する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、地域人材育成コースに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成26年12月25日から実施する。

附 則（平成27年10月1日一部改正）

この要項は、平成27年10月1日から実施する。

附 則（平成27年12月7日一部改正）

この要項は、平成27年12月7日から実施する。

附 則（平成30年3月5日一部改正）

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和元年5月31日一部改正）

この要項は、令和元年5月31日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和2年11月27日一部改正）

1 この要項は、令和3年4月1日から実施する。

2 令和2年度以前の入学生の教育プログラムについては、改正後の島根大学における地域人材育成コースに関する取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月8日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和5年10月25日一部改正）

この要項は、令和5年10月25日から実施し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年1月9日一部改正）

1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。

2 令和5年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学した者を含む。）については、改正後のこの要項第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙様式1（第10条関係）

第 号

修了認定証書

学部名

氏名

年 月 日生

本学が定める地域人材育成コースを修了したことを認定する。

年 月 日

島根大学長 印

別紙様式2（第11条関係）

地域人材育成コース修了認定証書取得見込証明書

学部名

氏 名

年 月 日生

本学が定める地域人材育成コース修了認定証書の取得見込みであることを証明する。

年 月 日

島根大学長 印